

9月市議会定例会

予算・一般議案24件を議決

平成27年第4回（9月）市議会定例会は、9月2日から28日までの27日間にわたり開かれました。今回、市長から提出された議案は、予算議案3件、条例議案および決算認定議案などの一般議案24件の合計27件で、決算認定議案を除く24件は、審議の結果、いずれも原案どおり可決・同意されました。

なお、決算認定議案など3件については、決算審査特別委員会が設置され、閉会中の継続審査となりました。



所信と報告を述べる奥ノ木市長

補正予算議案

一般会計は、4億3千369万4千円の追加で、その主な内容は、次のとおりです。

- ・川口市新庁舎建設基本構想・基本計画審議会により、新庁舎建設に係る基本理念や機能配置などの整理・検討がなされ、基本計画についての答申が行われたことを受け、基本設計や実施設計業務の委託などを実施するための経費。
- ・番号法（※）の施行に伴い、住民票を有する全ての個人に付される12桁の個人番号を、「通知カード」により通知するとともに

に、平成28年1月から、希望する個人に対して交付される「個人番号カード」に係る事務を行うための経費。

特別会計は、国民健康保険事業、介護保険事業の2会計で、1億7千71万6千円が追加計上されました。

一般議案

主なものは次のとおりです。

条例議案

◆川口市個人情報保護条例の一部を改正する条例

番号法（※）の施行に伴い、個人番号を含む個人情報の利用、提供、開示請求などの権利に関し、規定の整備を行うもの。

◆川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

番号法（※）の施行に伴い交付される、「通知カード」および「個人番号カード」の再交付に係る事務手数料の額を、それぞれ500円と800円に定めるとともに、現行の住民基本台帳カードの交付および再交付に係る事務手数料に関する規定を削除するもの。

◆川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

都市計画決定がされた地区計画区域のうち、「芝富士地区」および「芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区」を新たに地区整備計画区域と定め、区域内に係る建築物の制限を設けるもの。

契約議案

◆工事請負契約の締結について

- ・幸町小学校・栄町公民館改築工事のうち電気工事
- ・安行中学校改築工事
- ・新市立高等学校校舎棟建築工事
- ・ほか5件

公の施設の指定管理者の指定議案

- ◆公の施設の指定管理者の指定について
- ・川口市立青木保育所
- ・川口市立芝高木保育所
- ・川口市立川口駅前保育園

人事議案

◆川口市教育委員会委員の任命同意について
（敬称略）
宿谷 岩男

※番号法…「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の略称

◆川口市公平委員会委員の選任同意について

國貞 美和

◆人権擁護委員の候補者の推薦について
矢作 雅美

議員提案

次の意見書4件は審議の結果、いずれも可決され、関係機関へ送付しました。

◆まちの元気づくりに向けた地方財源等の充実確保を求める意見書
◆核兵器のない世界をめざし法的枠組みの合意形成への尽力を求める意見書

◆再生可能エネルギー導入の推進を求める意見書
◆子ども医療費助成制度の拡充等を求める意見書

議会人事

閉会中の継続審査となった決算認定議案などの審査を行うため、「一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会」および「企業会計決算審査特別委員会」をそれぞれ設置しました。

(◎印は委員長、○印は副委員長、敬称略)

〔一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会〕

◎関 裕通、○福田 洋子、

須藤ひろたか、飯塚 孝行、

古川 九一、関 由紀夫、

碓 康雄、前田 亜希、

榊原 秀忠、芝崎 正太、

井上 薫、前原 博孝、

板橋 博美

〔企業会計決算審査特別委員会〕

◎柳田つとむ、○松本 幸恵、

青山 聖子、奥富 精一、

濱田 義彦、稲垣喜代久、

芦田 芳枝、野口 宏明、

杉本 佳代、江袋 正敬、

矢作 太郎、松本 進、

今井 初枝

インターネットで

本会議の様子が

ご覧になれます。

議会ホームページから

アクセスを。



「もしかして」あなたが救う 小さな手

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。



こんなときは連絡・相談

あなたの周りで「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、市役所や児童相談所に連絡(通告)してください。

また、ご自身が出産や子育てで悩んだときには、ひとりで抱え込まず、ご相談ください。

相談・連絡先	電話番号	受付時間など
子育て相談課 家庭児童相談室	☎048-259-9005 ☎048-257-3330	8:30~17:15 (土・日曜、祝日は除く)※ 相談員による相談の受付時間は 9:30~16:30
南児童相談所	☎048-262-4152	8:30~18:15 (土・日曜、祝日は除く)
埼玉県休日夜間児童 虐待通報ダイヤル	☎048-779-1154	18:15~8:30 (土・日曜、祝日は24時間対応)
児童相談所全国共通 3桁ダイヤル	189 (いちばやく)	お住まいの地域の児童相談所につながります。 児童相談所開設時間以外は留守番電話となります。
保健センター	☎048-256-2022	8:30~17:15 (土・日曜、祝日は除く)

※受付時間外の市役所への連絡・相談は ☎048-258-1110(大代表)

これってしつけ?

お子さんが社会に出て困らないように、しつけとして叱ることがあります。しかし、感情的に叩いたり、お子さんの人格を否定する言動は虐待となります。

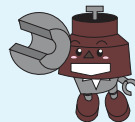
心理的虐待は、心の傷となり、社会適応できなくなる場合があります。お子さんをどのように叱ればよいか悩んだらご相談ください。



11月は「いじめ撲滅強調月間」です

埼玉県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」と定め、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、気が付いたりしたら、一人で悩まず相談してください。

いじめゼロに!



電話相談窓口

よい子の電話教育相談(24時間365日対応)

子ども専用(18歳以下) ☎0120-86-3192

保護者専用 ☎048-556-0874

Eメール相談 soudan@spec.ed.jp